

事前に頂いた主な質問に対するご回答

代替金利指標が公表されるタイミングや内容等について、現在、米国や欧州など海外の金融当局・中央銀行とどういった連携がなされているのか。

各通貨の金利指標改革は、金融安定理事会（FSB）が、2014年7月に公表した「主要な金利指標の改革」と題する報告書に沿って行われてきたもの。

こうした中、FSB傘下の Official Sector Steering Group（OSSG）には、日本から金融庁および日本銀行がメンバーとして参加し、主要な論点等についての意見交換を行っている。

また、民間レベルでも、わが国の検討委員会の正副議長は、各国検討体との間で電話会議等を通じた意見交換を行ってきているほか、例えば、通貨スワップのように通貨を跨る取引については、米国の検討体に検討委員会のメンバーも参加するなど、実務的な事項についても連携を図っている。

今後とも、通貨スワップを含むデリバティブの分野や会計、その他の実務的な事項について、海外との連携は進むものと考えている。

各事業会社の対応状況や今後の対応スケジュールなどの事例があれば参考にしたい。また、金融関係者だけでなく金利指標改革に関連した法律家やシステム関連の専門家が示す留意点等も聞いてみたい。

検討委員会には、法律の専門家である金融法委員会、ならびに、証券保管振替機構および日本証券クリアリング機構などのインフラ機関にもオブザーバーとしてご参加頂き、リーガル面やシステム関係の留意点も踏まえた議論を進めてきた。このため、こうした議論をもとに作成した市中協議文書が、参考の一つになると考えている。

もともと、法律やシステムにかかる論点は、各社によって区々であるため、一律の対応策や留意点をお示しすることは難しいと考えている。このため、市中協議文書の第4章を参考に、各社で取り組むべき対応の洗出しを行って頂いたうえで、各社の顧問弁護士やシステムベンダー等にご相談頂くことが適当と考えられる。

リスク・フリー・レートについて、①本邦では、「レポレート」ではなく、「無担保コール0/N物レート」を特定した経緯、②ストレス時には信用コストを反映して同レートにバラつきが生じ得る点、についてどのように考えておくべきか。

わが国では、市場参加者をメンバーとして、金融庁および日本銀行がオブザーバー参加した「リスク・フリー・レートに関する勉強会」が、2016年12月に、無担保コール0/N物レートを日本円のリスク・フリー・レートに特定した。その際には、取引のボリュームや取引参加者の多様性、他通貨におけるリスク・フリー・レートの関係性を考慮したうえで選ばれたものと理解している。

本邦のリスク・フリー・レートは、無担保コール0/N物レートのブローカー経由で約定した実取引ベースの加重平均値であるため、個別の取引ごとの約定レートに一定のバラつきが生じることは想定されていると理解している。

以 上